

国際ロータリー第2580地区 危機発生時の対応

第1認知者（クラブ・地区委員など）

申し立てられた「危機」が

- ① 「青少年」に関する事案
- ② (①以外) 第1認知者のみで確実に対応できるか不明な事案のどちらかに該当するか? ※迷った場合、**YES**を選択

※地区危機管理委員会が扱う「危機」

- 地区内の各クラブまたは各会員に生じうる交通・自然災害、身体的・性的・精神的侵害、虐待（ハラスメント）、個人情報漏えいまたはこれらに準ずる好ましくない事態
- 上記に該当しない、単なる各クラブ間または各会員間の不和・トラブル等は対象外

YES

速やかに（①の場合はできるだけ早く）

- i 地区危機管理委員会
 - ii クラブ該当事業責任者 に通報
- ※ ガバナー事務所への報告によって、iの報告の代替可能

NO

（①②のどちらにも該当しない場合）

軽微な事案として、第1認知者関与で事態収拾

地区危機管理委員会

◆ 「青少年」に対するセクハラ、虐待か？

NO

地区危機管理委員会において、各状況を考慮し、
① 危機管理委員会、調査小委員会等で措置する
② 影響範囲、解決の対象レベル等を判断し、該当クラブの措置に任せる
を判断する。

YES

地区危機管理委員会

- ① 被害者の安全（保護）確保（第1優先）
- ② RIのゼロ容認方針に従って、危機の報告を受けてから72時間以内にRIに報告（ロータリー章典2.120.2）
- ③ 速やかに危機管理委員会を招集（WEB会議可）などの対応を行う。